

JILPT 資料シリーズ

No.17 2006年8月

裁判所における解雇事件

—調査中間報告—

裁判所における解雇事件

— 調査中間報告 —

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

労働紛争を法的にどのように解決するかは、一国の労働市場の機能を規定する重要な問題である。我が国の解雇ルールは、いわゆる解雇権濫用法理として形成されてきた。そして、近年では、労働基準法の改正など、さまざまな法律改正がなされている。また、労働紛争が集団的な紛争から個別的な紛争に移行しつつあるとの認識のもと、個別紛争解決を目的とした窓口相談・斡旋制度が平成13年10月に設けられ、平成18年4月には労働審判制度が施行されたところである。

このように、雇用調整をめぐる法律をはじめ制度の変更や、新設が進められている一方で、解雇権濫用法理が労働市場の効率的な運用をかえって阻害するものであるという主張があり、労働に関わる法と経済活動との関係が注目されてきている。しかしながら、過去の紛争経験が企業の雇用調整行動に及ぼす影響については明らかにされていない点が多い。そこで、この点を解明するために、当機構では平成16年度に研究を行い、資料シリーズNo.2『リストラと雇用調整』として公表した。しかし、いくつかの研究課題が残された。その原因のひとつに、当該分野を分析するためのデータの未整備が挙げられる。

そこで、当機構では平成17年5月に「裁判経験と雇用調整に関する研究会（座長：神林龍一橋大学助教授）」を立ち上げ、さらなる研究の発展を目指して、データ整備に着手することとした。その一環として、最高裁判所事務総局から事件票の提供をうけた。

本研究会は、平成18年度も継続して開催され、さらなるデータ収集及び分析を行い、当機構から最終研究成果を公表する予定であるが、平成17年度中の研究成果を中間報告として発表することとした。それが、本資料シリーズである。

本資料シリーズでは、最高裁判所事務総局から提供された事件票の特別集計や、既存統計から得られたデータを用いて、我が国における解雇をめぐる紛争の趨勢をまとめ、基礎的な情報を提供している。本資料シリーズの発表を通じて、この研究分野の議論の活性化に少しでも寄与することができれば幸いである。

2006年8月

独立行政法人労働政策研究・研修機構
理事長 小野 旭

研究参加者（五十音順）

| 氏名 | 所属 |
|--------------------|---------------------|
| いまい しょういち 今井 亮一 | 九州大学留学生センター 助教授 |
| えぐち きょうた 江口 匡太 | 筑波大学システム情報工学研究科 助教授 |
| おくの ひさし 奥野 寿 | 立教大学法学部 助教授 |
| かわぐち だいじ 川口 大司 | 一橋大学大学院経済学研究科 助教授 |
| かんぼやし りょう 神林 龍 | 一橋大学経済研究所 助教授（座長） |
| はら ひろみ 原 ひろみ | 労働政策研究・研修機構 研究員 |
| はら まさと 原 昌登 | 成蹊大学法学部 助教授 |
| ひらさわ じゅんこ 平澤 純子 | 労働政策研究・研修機構 研究員 |

※ 本資料シリーズは、研究参加者による共同執筆である。

目 次

まえがき

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 本研究の目的 | 1 |
| 2. 解雇数の推移 | 2 |
| (1) 「労働経済動向調査」 | 2 |
| (2) 「雇用動向調査」 | 3 |
| (3) 「就業構造基本調査」 | 5 |
| (4) まとめ | 6 |
| 3. 解雇紛争の推移 | 7 |
| (1) 「労働争議統計調査」 | 7 |
| (2) 労働委員会 | 8 |
| (3) 個別労働紛争解決制度 | 8 |
| (4) 最高裁判所事務総局「労働関係民事・行政事件の概要」 | 9 |
| (5) まとめ | 13 |
| 4. 解雇事件の帰趨（特別集計） | 14 |
| (1) 事件票 | 14 |
| (2) 終局区分 | 15 |
| (3) 地域的な差異 | 22 |
| 5. 今後の方向（まとめに替えて） | 32 |
| 6. 参考文献 | 33 |
| 資料編 1 | 35 |
| 資料編 2 | 73 |
| 資料編 3 | 111 |

